

令和2年10月15日

(公社) 神奈川県産業資源循環協会 御中

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改定 について (通知)

本県の廃棄物行政につきましては、日ごろから御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、別添のとおり令和2年10月12日付け環循規発第2010121号及び環循施発第2010121号により環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」を取りまとめたとの通知がありましたので、通知いたします。

については、貴会会員様への御周知に御協力ください。

問合せ先

適正処理グループ 小沢、梶ヶ谷

電話：045-210-4151

E-mail：ozawa.c3g@pref.kanagawa.jp

環循規発第 2010121 号  
環循施発第 2010121 号  
令和 2 年 10 月 12 日

各都道府県・各政令市  
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課長  
（ 公 印 省 略 ）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長  
（ 公 印 省 略 ）

「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」の改定について（通知）

低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）含有廃棄物に関する測定方法については、PCB 汚染物等の PCB 廃棄物該当性を確認する分析方法を示すため、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第 4 版)」を取りまとめ、令和元年 10 月 11 日付け環循規発第 1910113 号・環循施発第 1910112 号により通知したところである。

さらに、令和元年 12 月 20 日付けで、PCB 濃度が 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下の汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類といった可燃性の PCB 汚染物等が無害化処理認定制度の対象に追加されたことに伴って、今般、新たにこれらの PCB 汚染物等の PCB 濃度が 100,000mg/kg 以下であるか否かを確認するための分析方法等を追記し、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 5 版）」を別添のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、同資料について、管内の PCB 廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

# 低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）について

令和元年12月20日に、無害化処理に係る特定の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物に係る告示（平成18年7月環境省告示第98号）が改正され、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類といった可燃性のPCB汚染物等（以下「5,000mg/kg超え低濃度PCB含有廃棄物」という。）が、無害化処理認定制度の対象に追加された。

そのことに伴い、PCB濃度の測定方法において必要な対応等を追記して、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」としてとりまとめた。

## 【各章ごとの主な変更内容】

- 第1章 低濃度PCB含有廃棄物・低濃度PCB汚染物に関する測定方法における分析精度管理  
第1節の「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法における分析精度管理」に、100,000mg/kg以下であるか否かを確認する分析手順における試料調整や定量濃度範囲に関する考え方を追記した。
- 第2章 試料溶液作製までの分析手順書  
可燃性の試料の各含有量試験の「判定」において、新たに「5,000mg/kg超え低濃度PCB含有廃棄物」に係る判断基準を併記した。  
なお、廃プラスチック類の表面拭き取り試験は、100,000mg/kg以下であるか否かを判定する際に用いることは適切でないことを注記した。  
加えて、金属くずとコンクリートくずの表面抽出試験において、それら試料への付着物量が微量であってPCB濃度が算出できない場合に低濃度PCB含有廃棄物とみなし判定する考え方について新たに追記した。
- 第3章 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（第3版）に記載の分析方法を適用するための手順書（低濃度PCB含有廃棄物の該当性判断用）  
既存で記載された手順が5,000mg/kg以下であるか否かを判定するものであることから、100,000mg/kg以下であるか否かを判定する場合には、更に20倍程度希釈するような試料調整を行う必要がある旨を追記した。
- 第4章 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（第3版）に記載の分析方法を適用するための手順書（低濃度PCB汚染物の該当性判断用）（※変更なし）